

川崎市公募型環境分野技術・サービス等開発委託事業

(通称：KETCHAP (ケチャップ))

— 令和8年度 公募要領 —

川崎市では、カーボンニュートラルの実現に向けて、市内の中小企業等による脱炭素社会への貢献と経営基盤及び競争力の強化の両立を促進することを目的として、革新的な環境分野の技術・サービス等の研究開発を行う事業者を募集します。

採択事業については、開発成果を市内に発信・普及する支援を実施していきます。

対象者	市内に事業所を有して1年以上事業を営んでいる中小企業等
対象事業	市内のカーボンニュートラルの実現に寄与するとともに、市内の中小企業等が行う、革新的な環境分野の技術・サービス等の研究開発で、次の3分野に該当するもの (1)「環境汚染防止分野」に資する技術・製品・システムの研究開発 (2)「地球温暖化対策分野」に資する技術・製品・システムの研究開発 (3)「廃棄物処理・資源有効利用分野」に資する技術・製品・システムの研究開発
事業費	事業全体で上限200万円(消費税10%分を含む) ※採択件数は最大で3件程度を予定
対象経費	1. 原材料・消耗品・資料等の購入に要する経費 2. 機械装置・工具機器のリース・購入・修繕に要する経費 3. 外注加工、検査・調査等の外部委託に要する経費 4. 外部専門家による技術指導の受入れに要する経費(※) 5. 本事業の一部を第三者と共同で実施するために負担した経費(※) (※) 4及び5については各々事業費全体の30%を上限とし、4及び5の合計額が事業費全体の50%を上限とします。
選定方法	有識者等による意見聴取を踏まえて、市が開催する審査会において選定します。
申請手続	下記WEBフォームもしくは右の二次元コードから申請してください。 https://logoform.jp/form/FUQz/1490082 ※WEB申請ができない事業者については郵送での申請も可とします。
受付期間	令和8年4月7日(火)～令和8年5月27日(水)【必着】

KETCHAP

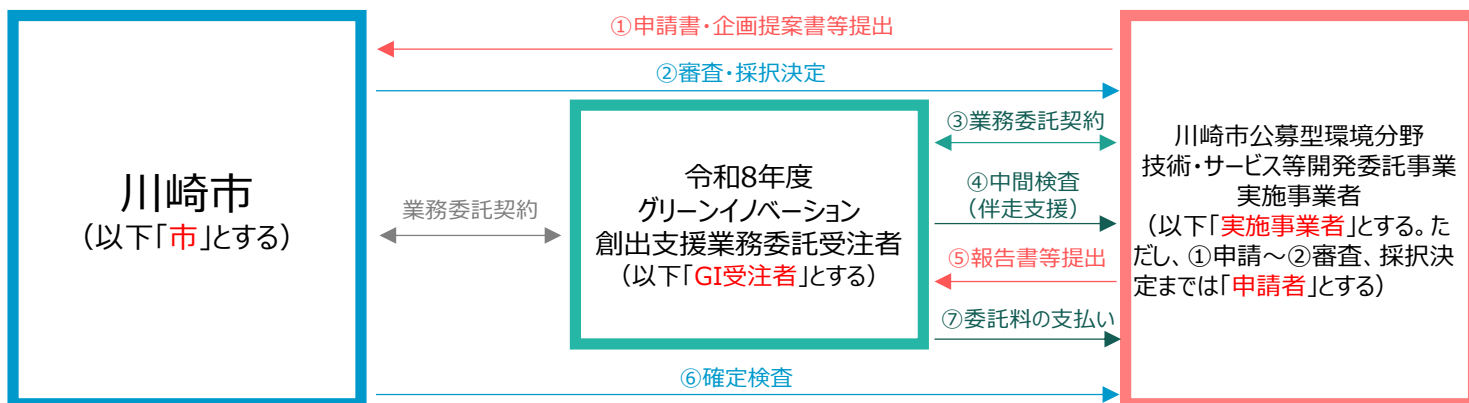


通称：「KETCHAP (ケチャップ)」について

「Kawasaki Eco-Tech Champ Project」の略称。川崎国際環境技術展 (Kawasaki Eco-Tech Fair) を起点として、市場のチャンプ (Champ) となる製品・サービスを生み出していくことをモチーフとしています。

本公募要領内における関係性、呼称について

本公募要領内の関係者については、以下の呼称を用います。下記①～⑦における実施事項の詳細については各項目の内容を参照ください。



1. 事業の目的

川崎市では、市内中小企業を中心とするグリーンイノベーションの創出に向けた支援を通じ、地域の環境分野に関する社会課題を解決するための様々な取組を実施しています。そのような取組の一環として、参加者の新事業展開や販路開拓等につながるビジネスマッチングを創出する「川崎国際環境技術展」を毎年開催しています。

本事業では、市内の中小企業等が脱炭素社会への貢献と経営基盤及び競争力の強化の両立を促進することを目的として、革新的な環境分野の技術・サービス等の研究開発を支援します。さらに、「川崎国際環境技術展」において開発成果を発表することで、多くのビジネスマッチングを創出し、環境分野の市場にインパクトを与える新事業、新製品を創出することを目指します。

2. 委託対象事業

以下の（１）から（４）の要件に当てはまる革新的な環境分野の技術・サービス等の開発を対象とします。

（１） 下記分野に属する研究開発であること

- ① 「環境汚染防止」分野に資する技術・製品・システムの研究開発
- ② 「地球温暖化対策」分野に資する技術・製品・システムの研究開発
- ③ 「廃棄物処理・資源有効利用」分野に資する技術・製品・システムの研究開発

※各分野の詳細については、P9【参考・環境産業の分類に関して】を御確認ください。

（２） 令和10年度末までに事業化または製品化が見込まれる事業であること。

（３） 当該年度における本事業の進捗確認（事業期間内2～3回程度）に協力できること。及び委託期間終了後の事業状況等ヒアリングに協力できること

（４） 第19回川崎国際環境技術展（令和8年11月11日（水）・12日（木）（予定））において研究開発の成果発表を行うこと

※出展に関する費用（展示ブース1小間分、備品等）については無償となります（詳細は13.川崎国際環境技術展における成果発表についてを参照ください）

※川崎国際環境技術展の詳細については【P8 川崎国際環境技術展について】を御確認ください。

ただし、上記の事業であっても次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、対象事業となりません。

- ① 既に研究開発が完了しているとき
- ② 研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき
- ③ 生産設備等の機械装置の導入が主たる目的であるとき
- ④ 製品の量産化に過ぎないとき
- ⑤ 同一研究内容及び同一経費で、川崎市又は他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人等）から補助金・委託料等の交付を当該年度に受けている場合、又は採択が決定している場合

3.申請者

申請者は、中小企業者及び中小企業団体（以下、「中小企業等」とする。）で、新製品等の研究開発を行っている、若しくは行う予定で、（１）から（４）の条件にすべて該当する者としてします。

（１）川崎市内に事業所を有して１年以上事業を営む中小企業等であること。ただし１年未満でも以下の市長の指定する施設等に入居している中小企業等は対象となります。

（対象施設等）

- ① かながわサイエンスパーク
- ② かわさき新産業創造センター
- ③ テクノハブイノベーション川崎
- ④ 明治大学地域産学連携研究センター

その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

※「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する下表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社（会社法〔平成１７年法律第８６号〕第２条第１項に定められている株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）であること。ただし、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象企業等となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、申請時点にさかのぼって本事業の対象外とする。

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は 出資の総額	【従業員基準】 常時使用する 従業員の数
① 製造業その他（②～④以外）	３億円以下	３００人以下
② 卸売業	１億円以下	１００人以下
③ 小売業	５千万円以下	５０人以下
④ サービス業	５千万円以下	１００人以下

（２）市税を滞納していない者であること。

（３）次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有又は出資している事業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有又は出資している事業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている事業者
※大企業とは、中小企業等以外の企業を言います。なお、大企業には、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は含まれません。

（４）代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

※本研究開発の申請者との共同研究先、その他連携先は、学術機関、民間企業（大企業を含む）のほか、非営利団体、社会福祉法人、社団法人、個人事業主、任意団体でも可能です。申請者は市内に事業所を有し、実施場所は主に市内である必要がありますが、共同研究先、その他連携先の所在地は問いません。

4.委託契約限度額

事業全体で上限200万円（消費税10%含む）・・・採択件数は最大3件を予定

※事業全体としてこの上限額を超えている事業も提案を可としますが、本委託事業において負担できる金額は最大200万円までです。

※委託料は、年度内に採択された件数に応じ、予算の範囲内での配分となるため、申請額と決定額は必ずしも一致しない場合があります。

※委託料は、事業終了後の確定払いとなります。

5.対象経費

対象とする経費は、本事業を遂行するために必要な経費（消費税10%を含む額）とします。計上可能な経費区分・科目は以下のとおりです。

費 目	内 容
① 原材料・消耗品費及び資料購入費	原材料や消耗品、資料の購入に要する経費
② 機械設備・工具費	機械・装置・工具の試作・改良・購入・借用に要する経費
③ 外注加工及び調査費	外注加工や検査・分析・調査等の外部委託に要する経費
④ 技術指導費	大学や専門家への謝金など、技術指導受入れに要する経費
⑤ 共同研究費	本事業の一部を第三者（連携先に限る）と共同で実施するために負担した経費

※対象経費は、本事業に要したのものとして「6.事業実施期間」内に発注、支出したものに限ります。

※④技術指導費及び⑤共同研究費については、各々事業費全体の30%までの計上を上限とし、④及び⑤の合計額については、事業費全体の50%までを上限とします。

※直接人件費、旅費、臨床試験に関する労務費、産業財産権導入費、アウトリーチ活動費、飲食に関する費用及びパソコン等の汎用性が高く他事業へも使用できるものの購入費用等は対象外です。

※支払いにかかる手数料（振込手数料等）は対象外です。なお、振込手数料が先方負担となる場合、その金額分は値引があったものとして取り扱い、実際に振り込んだ金額の税抜金額のみが対象となります。

※送料や設置代など、本事業の対象経費と密接に関連する経費については、一連の支出に含まれる場合のみ、対象となります。

※市内の中小企業者への優先発注

委託金額が100万円を超える実施事業者が、100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合、市内の中小企業者による入札又は中小企業者2者以上から見積を徴取する必要があります。ただし、特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等の場合は例外となります。

提出書類や確認方法についての詳細は採択決定時にご説明いたします。

6.委託期間（事業実施期間）

委託期間（事業実施期間）は、委託契約締結日から令和9年3月1日までです。ただし、提案内容によっては終期を早めることができます。なお、委託契約期間内に申請された研究内容を終えることが条件になります。

7.申請書類

以下の提出書類を準備し、書類受付期間内に提出先URLにアップロードしてください（様式は市のホームページからダウンロードしてください）。2社による共同申請の場合は、主たる申請者のみ上記書類をご提出ください。なお、提出書類は返還しません（上記以外に追加資料の提出を求める場合があります）。

項目	内容
①	参加申請書（様式1）
②	企画提案書（様式2・PowerPoint10ページ程度）
③	事業費内訳（様式3）
④	実施体制（会社概要）（様式4・資本金、従業員数、売上高、担当者情報等）
⑤	誓約書（様式5）
⑥（※）	法人登記簿謄本（写し可、直近3か月以内のもの）
⑦	法人税納税証明書、または税の滞納が無いことの証明書（写し可、直近3か月以内のもの）
⑧	直近2期分の決算書（写し可、開業1年未満の企業はそれに類する書類）
⑨	会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる資料

（※）中小企業団体の場合は、定款、組合員名簿、総会の議事録（本事業申請等の議決があるもの）3.申請者（1）内「市長の指定する施設等に入居している中小企業等」に該当する法人についても、原則提出するものとします。

8.申請書類の提出

申請書類の提出は、申請期間中に下表「申請方式」内のWEBフォームURL、二次元コードから申請してください。ただし、WEB申請ができない申請者については郵送での申請も可とします。（郵送でご提出される場合は、事前に下記宛先までご連絡ください）

受付期間	令和8年4月7日（火）～ 令和8年5月27日（水）【必着】
申請方式	【WEBフォーム】 https://logoform.jp/form/FUQz/1490082 【郵送】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎9階 川崎市経済労働局イノベーション推進部 グリーンイノベーション担当
宛先	【TEL】 044（200）2335（土曜、日曜、祝日を除く8：30から17：15まで） 【E-mail】 28ecotech@city.kawasaki.jp

9. 委託先の選考方法

(1) 申請書類の確認

提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

(2) 有識者等による意見聴取

提出された申請書類をもとに、面談形式によるヒアリングを実施します（ヒアリングには、任意で共同研究先、その他連携先の学術機関や企業等にも出席いただくことが可能です。ただし、プレゼンテーションは申請者が行ってください）。プレゼンテーション5分、質疑応答15分程度を予定しております。具体的な日時は市において指定いたします。ヒアリングは現時点で、オンライン形式での開催を予定しております。当日プレゼンテーション資料を活用される場合には、1つのファイル形式にまとめていただき、データで申請時に事務局まで御提出ください。

また、状況によっては、ヒアリング形式が変更される場合がございます。その際は各申請者に連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。

(3) 審査及び委託先の決定

上記(2)における結果を踏まえ、市において最終的な審査を実施し、委託事業、実施事業者、委託金額を決定します。採択された事業の申請者には、決定した委託金額を記載した委託決定通知を送付します。不採択となった事業の申請者には、通知等は送付しません。

(4) 委託先企業名等の公表

採択された事業に関する企業名、事業名を本市のウェブサイト等にて公表します。

(5) 事業計画の変更等

採択された事業の内容を変更するとき、又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。

10. 審査項目

委託先の決定においては、下記の項目に基づき審査を行います。企画提案書（様式2）も併せてご確認ください。

審査項目	観 点
① 環境性・社会性	脱炭素をはじめとする環境への貢献、社会や産業界に好影響を与えるか
② 事業体制の妥当性	研究開発を実施するための、事業体制は十分に構築されているか。また、効果的な事業実施体制かどうか
③ 開発内容の妥当性	課題、解決手段、目標及びスケジュール等が開発内容は妥当であるか
④ 新規性・独自性	従来製品等と比較して優れている点、模倣されにくい点、知的財産の取得可能性を備えているか
⑤ 市場性	開発された製品等の市場ニーズ、予想される市場規模、市場でのシェアの獲得の見込みについて、明確であるか。また、意欲的なマーケティング戦略がとれているか
⑥ 事業化・製品化の見込み	事業実施期間の研究開発終了後、必要な事項（追加開発、生産・販路開拓の体制整備等）が妥当か
⑦ 財務状況	本事業を適切に遂行できると期待できるか

11. 委託契約の締結

- (1) 審査を経て採択候補となった企業は、令和8年度グリーンイノベーション創出支援業務委託受注者（GI受注者）と速やかに委託契約を締結することとし、そのために必要な各種書類（詳細は採択決定後にお知らせします）を、契約締結前にGI受注者に提出していただきます。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に不備がある場合、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができず、そのため事業が開始できない場合もありますので留意ください。また、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- (2) 委託料は、委託契約書（実施計画）に定められた用途以外には使用できません。

12. 中間検査・確定検査について

本事業の実施期間中、以下の検査を実施します。なお、時期・回数は変更する場合があります。

(1) 中間検査

期間中2～3回程度、対面もしくはオンラインにより主に開発状況の確認を行う中間検査を実施します。検査は主にGI受注者がヒアリング形式で行い、状況により専門家等によるアドバイスを実施する予定です。また、市から検査日時点での経費執行状況の確認を簡略的に行います。

(2) 確定検査

委託料の支払にあたって現地訪問により「確定検査」を実施します。「確定検査」とは、請求のあった委託料について、内容や証憑に間違いがないかを確認する検査です。確定検査の結果、請求額に変更が生じる場合があります。証憑は原本（下記①及び②）とし、本事業期間内の日付で発行されたものでなければ、委託料の対象となりませんのでご注意ください。また、購入備品や開発成果品について現地での確認をお願いする場合があります。

（詳細については、委託先決定後実施事業者に対して案内いたします）

- ① 当該経費の「発注を行ったことが分かる書類」（ex. 納品書、請求書、発注書）
→ 発注内容（名称）、数、相手先、金額が分かること
- ② 当該経費の「支払を行ったことが分かる書類」（ex. 銀行振込記録、領収書）
→ 支払金額、支払日が分かること

13. 川崎国際環境技術展における成果発表について

採択事業者は、令和8年11月11日（水）12日（木）に開催する第19回川崎国際環境技術展への出展を通じた研究開発の中間成果発表（中間報告）が必須となります。なお、出展費用の一部（一般ブース1小間分、テーブル、椅子）は無償となります。

また、本事業を通じて生まれた完成品（製品、サービス等）について、第20回以降の川崎国際環境技術展におけるプレスリリース等を通じた成果発表等、川崎国際環境技術展を通じた公開にご協力をお願いいたします。

※川崎国際環境技術展の詳細については【P8 川崎国際環境技術展について】を御確認ください。

14. 委託料の支払いについて

採択事業者は、委託期間（事業実施期間）満了時に事業完了報告書をご提出ください。確定検査、及び事業完了報告書の内容を精査後、精算払によりGI受注者から委託料の支払いを実施します。精査の結果、当初決定額から請求額に変更が生じる場合がありますのでご注意ください。なお、振込期日は令和9年3月下旬を予定しています。

※事業完了報告書等の様式については決定後別途実施事業者に案内します。

15. 委託決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、委託決定の全部又は一部を取消し、既に支払済の委託料の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

- (1) 偽り、その他不正の手段により本事業を受託したとき。
- (2) 委託料を本事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 委託料の支払いを受けるまでに本公募要領 2. 委託対象事業及び 3. 申請者に定める要件を欠くこととなったとき。
- (4) 委託決定の内容、又はこれに付した条件、本要領の定め、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

16. 産業財産権の帰属等について

産業財産権の具体的な取扱いについては、次のとおりです。

- (1) 本事業により得られた産業財産権（特許権等）は、実施事業者に帰属します。ただし、委託料の支払を受けた翌年度から起算して 5 年以内に、本事業に関して特許等の出願をし、又はこれらの権利を取得したときは、市長に報告しなければなりません。
- (2) 産業財産権の全部又は一部の譲渡等を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

17. 取得財産の管理について

本事業により取得した研究設備等の財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 本事業により取得した財産については、本事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、委託の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- (2) 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を踏まえ、市長が別に定める期間内に、本事業により取得した財産を処分する必要がある場合には、事前に市長の承認を受けなければなりません。

18. 注意事項

- (1) 事業終了年度以降 5 年以内に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出てください。
 - ① 事業所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき
 - ② 合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき
- (2) 本事業に関わる関係書類は、委託料の支払を受けた日の属する年度から 5 年間保存しなければなりません。
- (3) 報道機関等に本事業を経て開発・改良した製品等を発表する場合は、本制度によるものであることを明記してください。また、公表資料を市に提出してください。
- (4) 事業終了後、事業成果の普及等を目的とするアンケート、ヒアリングを行う場合や、川崎国際環境技術展等のイベントで成果等の発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。
- (5) 応募の際に提出いただく個人情報、本事業以外の目的で使用することはありません。万一、当該目的以外の目的で利用する場合には、必ず事前に皆様にお知らせします。また、利用目的に照らして不要となった個人情報は、速やかにかつ適正に削除・廃棄します。なお、応募書類をご提出いただいた段階において、当該目的で川崎市が個人情報を使用することを了承いただけたものと判断させていただきますので、あらかじめご了承ください。

事業スケジュール

時期・期間は状況により変更する場合があります。

	令和8年										令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業公募													
審査・採択決定 委託締結													
事業開発 中間検査（2～3回）													
川崎国際環境技術展での 成果発表（中間報告）													
事業完了報告書提出 確定検査													
委託料の支払い													

川崎国際環境技術展について

市内中小企業等の市場開拓、販路拡大等に向けて、脱炭素等に資する環境技術等を展示するとともに、様々な取組を通じたビジネスマッチングの場の提供、グリーンイノベーションの創出（国際環境技術展を軸とした支援）を目的として実施しています。

【実施内容】

- ◆ テーマに即した講演・セミナー
- ◆ ピッチ・交流会等による交流促進
- ◆ ゲストの招待を通じた海外展開支援
- ◆ 技術展を軸とした特別企画



展示会場の様子



ビジネスマッチングの様子

<前回開催データ（令和7年度・第18回）>

開催日：令和7年11月12日（水）13日（木） 会場：カルッツかわさき

出展者数：120者 来場者数：約4,400名 ビジネスマッチング数：794件

お問い合わせ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部

【電話番号】 044-200-2335（土曜、日曜、祝日を除く8：30から17：15まで）

【E-mail】 28ecotch@city.kawasaki.jp

(1) 「環境汚染防止」分野に資する技術・製品・システムの研究開発

- ① 大気汚染防止用装置・施設
- ② 下水、排水処理用装置・施設
- ③ 土壌、水質浄化用装置・施設
- ④ 騒音、振動防止用装置・施設
- ⑤ 環境測定、分析、監視用装置・施設
- ⑥ その他の環境汚染防止製品・装置・施設

(環境対応型塗料・接着剤、非スズ系船底塗料、バイオプラスチック、サルファーフリーのガソリンと軽油、環境対応型建材等)

(2) 「地球温暖化対策」分野に資する技術・製品・システムの研究開発

- ① 再生可能エネルギー
- ② 省エネルギー自動車
- ③ 省エネルギー電化製品
- ④ 高効率給湯器
- ⑤ その他

(断熱材、燃料電池、高性能レーザー、高性能工業炉、高性能ボイラー、石油コージェネ、ガスコージェネ、吸収式ガス冷房、エコドライブ関連機器、高度GPS-AVMシステム関連機器、モーダルシフト相当分輸送コスト、低燃費型建設機械、環境配慮型鉄道車両、地域冷暖房設備、地域冷暖房、蓄電池、省エネルギービル等)

(3) 「廃棄物処理・資源有効利用」分野に資する技術・製品・システムの研究開発

- ① 廃棄物処理用装置・施設
- ② リサイクル素材
- ③ その他 (容器包装再商品化等)